

## 沖縄県林地開発行為実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に関し、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）、沖縄県林地開発行為に関する規則（平成12年規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書に添付する図書)

**第2条** 省令第4条第1号の計画書は、別表に掲げる図書とする。

2 規則第6条の規定により提出する変更許可申請書には、別表のうち、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

(標識の設置)

**第3条** 法第10条の2の規定により許可を受けた者は、当該開発区域内に林地開発許可標識（要綱様式第1号）を設置するものとする。

(計画変更の内容)

**第4条** 規則第6条に規定する林地開発変更許可申請書の提出は、次の各号の1に該当する場合によるものとする。

(1) 面積の変更

イ 許可を行った区域において、開発行為に係る森林の面積が10ヘクタールを超えるものにあつては、1ヘクタール以上の増の場合、10ヘクタール以下のものにあつては、1割以上の増の場合。

ロ 専ら道路の新設又は改築の場合は、土地の面積及び道路の延長が1割以上の増となる場合。

(2) 切土・盛土の変更

イ 法面の勾配が急となる場合

ロ 切土・盛土数量について、1割以上若しくは、1万立方メートル以上の増が生じる場合。

ハ 捨土の数量の1割以上若しくは、5千立方メートル以上の増が生じる場合。

(3) 防災施設の変更

えん堤、擁壁、調節池、浸透処理施設等の廃止、新設又は変更の場合。ただし、防災施設の能力を維持又は向上する場合を除く。

(4) 排水施設の変更

イ 排水系統を変更する場合

ロ 水路の計画流量が増となる場合

(5) その他、知事が特に変更の必要があると判断した場合。

2 前項に規定する林地開発変更許可申請書は、別表のうち、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

(軽微な変更)

**第5条** 前条の各号に該当しない軽微な変更をしようとするときは、林地開発変更届(要綱様式第2号)正副2部を、農林水産振興センター所長又は林業事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する林地開発変更届は、別表のうち、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

(地位承継届に添付する図書)

**第6条** 規則第10条に規定する林地開発行為者地位承継届は次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続があり、又は開発行為者たる法人の合併があったことを証する書類
- (2) 開発行為に要する資金及び調達方法に関する書類
- (3) 林地開発計画書(別表様式第1号)
- (4) 戸籍謄本、法人にあつては法人登記簿謄本及び定款
- (5) 土地売買契約書、土地賃貸借契約書等の契約書
- (6) 法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
- (7) 納税証明書
- (8) 事業経歴書

(連絡調整)

**第7条** 法第10条の2第1項第1号及び第3号に規定する事業にあつても、1ヘクタールを超える開発をしようとする者は、林地開発連絡調整申出書(要綱様式第3号)により知事と連絡調整するものとする。

2 前項の定める事務処理に必要な事項は別に定めるものとする。

(補則)

**第8条** この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に受理している申請書等に係る添付図書については、従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に受理している申請書等に係る添付図書については、従前の例による。

## 別表

## 林地開発許可申請書に添付する図書一覧

編さん 順序	図書名	様式	明示する事項	摘要
1	目次			編さん順序に従い、見出しを付けて番号又は図書名を記載する。
2	委任状		1. 申請者名 2. 代理人名 3. 委任する事項	申請手続き、許可文書の受領等を代理人に委任する場合は添付する。
3	位置図		1. 事業区域界 2. 道路のみの開発については、線形を示す	1. 原則として国土地理院発行の等高線の入った地形図を用いる。 2. 事業区域は農地等を含む全体の対象区域を赤線で囲む。 3. 線形を記入する場合、開発する起点から終点まで位置を赤線で明示する。
4	区域図		1. 事業区域界 2. 開発行為をしようとする森林の区域界 3. 開発行為に係る森林の区域界 4. 市（郡）、町村、大字、字界 5. 地番界及び地番 6. 道路、河川、その他	1. 事業区域は農地等を含む全体の対象区域を赤線で囲む。 2. 「開発行為をしようとする森林」とは、「実際に林地の形質を変更する区域」と「残置する森林の区域」である。この区域は、薄グリーン色でふち取りし、内側をぼかす。 3. 「開発行為に係る森林」とは、「実際に林地の形質を変更する区域」である。この区域は、薄黄色でふち取りし、内側をぼかす。 4. 行政区域界は、当該開発対象区域表示に必要な範囲とする。
5	地籍図		1. 事業区域界 2. 開発行為をしようとする森林の区域界 3. 開発行為に係る森林の区域界	公図により作成する。

編さん 順序	図書名	様式	明示する事項	摘要
6	現況写真		1. 全景 2. 必要に応じ部分写真 3. 撮影年月日	1. 全景は航空写真でも構わない。 開発対象区域を赤線で囲む。 2. 写真添付台紙の余白に撮影年月 日を記入する。 3. 写真撮影方向を記載した撮影箇 所位置図を添付する。
7	林地開発 計画書	別表様式 第1号	開発行為に係る事業 の全体計画の概要	各事項で資料を別添とする場合 には、その所在を明らかにするこ と。
8	森林区域内 の土地利用 計画一覧表	別表様式 第2号	1. 所在場所 2. 面積（登記簿） 3. 開発面積 4. 開発後の用途 5. 森林所有者住所、氏 名 6. 森林所有者の同意の 状況 7. 登記済みの権利 8. 権利者の同意の状況	地域森林計画対象民有林の土地 に係る利用計画について示すこ と。
9	森林区域外 の土地利用 計画一覧表	別表様式 第3号	1. 所在場所 2. 面積（登記簿） 3. 開発面積 4. 開発後の用途 5. 土地所有者住所、氏 名 6. 土地所有者の同意の 状況 7. 登記済みの権利 8. 権利者の同意の状況	地域森林計画対象民有林以外の 土地に係る利用計画について示す こと。
10	工事工程表			防災工事を先行した施工計画に する。

編さん 順序	図書名	様式	明示する事項	摘要
11	一時利用 計画概要書	別表様式 第4号	1. 利用の計画、期間、 面積、方法 2. 利用後の現状回復方 法	土取り、捨土、施設等の一時利 用等のある場合に作成する。
12	資力及び信 用があるこ とを証する 書類	別表様式 第5号		1. 資金計画書 2. 資金の調達について証する書類 （自己資金により調達する場 合は預金残高証明、融資により調 達する場合は融資証明書等、資 金の調達方法に応じ添付する） 3. 法人の財務状況や経営状況を確 認できる資料（賃借対照表、損 益計算書等） 4. 納税証明書 5. 事業経歴書 6. 法人の登記事項証明書 7. 定款（法人の場合） 8. 住民票等（個人の場合） 9. その他参考となる資料
13	防災措置を 講ずるため に必要な能 力があるこ とを証する 書類			1. 建設業法許可書（土木工事業） 2. 事業経歴書 3. 預金残高証明書 4. 納税証明書 5. 事業実施体制を証する書類（職 員数、主な役員・技術者名等） 6. 林地開発に係る施工実績（監督 処分及び行政指導があった場合 は、その対応状況を含む） 7. その他参考となる資料
14	他法令等の 手続状況 一覧表	別表様式 第6号		1. 許可済みの手続については許可 書等を添付する。 2. 手続き中のものについては、関 係官公庁等の受付印のある申請 書、協議書等の写しを添付する。

編さん 順序	図書名	様式	明示する事項	摘要
15	残置森林等の管理に関する協定書	別表様式 第7号	1. 開発行為者、市町村長の氏名 2. 事業区域の場所及び事業名称 3. 協定内容（共通事項、残置森林、造成森林、緑地）	市町村との協定書の添付により内容が確認できる場合は、必要ない。
16	公共施設管理者の同意書	別表様式 第8号	1. 公共施設管理者の住所氏名 2. 所在 3. 公共施設の名称 4. 設置条件等	事業区域予定地内に公共施設が存する場合は添付する。
17	公共施設管理予定者との協議書	別表様式 第9号	1. 申請者、公共施設管理予定者の住所氏名 2. 施設概要 3. 公共施設の名称 4. 協議内容、結果 5. 協議年月日	事業区域予定地内に公共施設が設置される予定の場合は添付する。
18	環境保全に関する協定書	別表様式 第10号	1. 開発行為者、市町村長の住所氏名 2. 事業区域の場所 3. 開発行為の目的、名称 4. 協定事項、協定内容	市町村等の指導により結ぶ必要がある場合に添付する。
19	利害関係者同意書	別表様式 第11号	1. 開発行為者の住所氏名 2. 事業区域の所在場所 3. 開発行為の目的 4. 利害関係の内容 5. 同意年月日 6. 利害関係者の住所氏名	当該開発地域に係る利害関係者等との間に開発協定等を締結している場合は、その写しを添付する。

編さん 順序	図書名	様式	明示する事項	摘要
20	土地所有者 等関係権利 者の同意書	別表様式 第12号	1. 開発行為者の住所氏名 2. 開発行為の目的 3. 開発行為に係る土地の所在場所 4. 権利の種類 5. 同意年月日 6. 権利者の住所氏名	1. 事業区域内の土地に係る全ての権利（所有権、賃借権、抵当権等）について記載する。 2. 土地登記簿謄本（全部事項証明書）、印鑑証明書（申請日から3カ月以内）、その他土地等について正当な権限を有することを証刷る書類を添付する。 3. 売買契約書又は賃貸契約書を締結している場合はその写し（その場合、同意書は不要）を添付する。
21	現況図		1. 事業区域界 2. 開発しようとする森林の区域界 3. 区域内の ア. 地形 イ. 河川、沢、湖沼、湿地、ため池、崩壊地等自然地物 ウ. 道路、橋、堰堤、家屋等の施設物 エ. 山林、農地、宅地等の地類区分界 4. 区域周辺部の人家又は公共施設等	1. 地形は、標高差が明確に判断できる等高線を入れて示す。 2. 河川、沼、道路、公共建物等については、わかる範囲で名称等を記載する。 3. 周辺の区域とは、開発により直接影響を受ける区域とする。 4. 地類区分は、できるだけ薄い色を用い、色別する。
22	土地利用 計画図		1. 事業区域界 2. 開発しようとする森林の区域界 3. 道路、建物等の造成施設物の位置 4. 残置又は造成する森林及び緑地の位置 5. その他の土地利用計画の位置	1. 等高線を入れた図面を使用する。 2. 残置又は造成する森林緑地はそれぞれ色別し、ふち取りし、内側をぼかす。 3. 各土地利用計画の種別ごとに色別して表示する。



編さん 順序	図書名	様式	明示する事項	摘要
23	面積算定図		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業区域界</li> <li>2. 開発しようとする森林の区域界</li> <li>3. 開発行為に係る森林の区域界</li> <li>4. 森林区域内の各利用区分別の面積</li> <li>5. 森林区域外の各利用区分別の面積</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 面積の算定は、原則として三斜法又はCADによる求積方法、若しくは三斜法と同等以上の精度による。</li> <li>2. プラニメーターで算出する場合は、3回以上の平均値とする。</li> <li>3. 面積計算書を図面記載又は別表として添付する。（ただし、CADにより求積した場合は添付不要）</li> <li>4. 各利用区分面積は森林区域内外別に明示する。</li> </ol>
24	切土盛土 計画平面図		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業区域界</li> <li>2. 開発しようとする森林の区域界</li> <li>3. 切土、盛土、捨土、法面、擁壁等の施工位置</li> <li>4. 法面の勾配</li> <li>5. 法面保護の方法</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 等高線を入れた図面を使用する。</li> <li>2. 切土、土取は黄色で、盛土、捨土は緑色でふち取りし、内側をぼかす。</li> </ol>
25	縦横断面図		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 切土、盛土、捨土等により生ずる法面の形状寸法（法面の高さ、勾配、土質等）</li> <li>2. 施工前の地盤面及び土質</li> <li>3. 法面保護の方法</li> <li>4. 切土、盛土、捨土の工法</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 断面図は、高低の著しい箇所及び土量の多い箇所等について作成する。</li> <li>2. 横断面図は、標準断面図を示す。</li> <li>3. 切盛等の工法については、別添として作成しても差しつかえない。</li> <li>4. 断面位置については、切土盛土計画平面図と照合できるように番号を付す等して作成する。</li> </ol>
26	土量計算書			切土量と盛土量（盛土量と廃土処分場の容量）が一致せず、その場外処分量が大量である場合には、別途処分方法書を添付する。

編さん 順序	図書名	様式	明示する事項	摘要
27	流域図		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流域界</li> <li>2. 同上区域内の土地利用区分面積と適用流出係数</li> <li>3. 河川、水路等の位置</li> <li>4. 開発区域の位置と開発計画面積</li> <li>5. ネックポイント（開発により一番影響を受ける地点）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地形、土地利用区分が明確に判断できる等高線の入った地図を使用する。</li> <li>2. 流域図は、開発前と開発後に分けて作成する。</li> <li>3. 流量増が生じた場合で、河川管理者と協議する必要がある場合は、ネックポイントの選定について、河川管理者の確認を受ける。</li> </ol>
28	排水施設計画平面図等		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集水区域の位置、記号</li> <li>2. 雨水集排水区域の面積計算</li> <li>3. 排水施設の位置、番号、種類、形状、寸法、勾配、延長</li> <li>4. 水路断面又は標準図</li> <li>5. 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集排水区域図には、原則として等高線の入ったものを利用する。</li> <li>2. 面積の算定は、原則として三斜法又はCADによる求積方法、もしくは三斜法と同等以上の精度による。</li> <li>3. プラニメーターで算出する場合は、3回以上の平均値とする。</li> <li>4. 排水、導水路等の施設計画については、流末処理に至るまでの水系路の状況が分かるように作成する。</li> <li>5. 集水区域別及び排水流路系統別に色ぬり区分する。</li> </ol>
29	排水施設等計画一覧表	別表様式第13号	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 排水施設番号</li> <li>2. 雨水流出量</li> <li>3. 排水施設の流下能力</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業区域内の排水施設毎に、マニング式を用いて作成する。</li> <li>2. 排水断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。</li> <li>3. その他、設計上根拠となる資料等についても添付する。</li> <li>4. 排水施設について、排水施設計画平面図と一致させること。</li> </ol>

編さん 順序	図書名	様式	明示する事項	摘要
30	洪水調整池 検討一覧表	別表様式 第14号	1. 流域番号 2. 河川等名 3. 流下能力 4. 30年確率降雨による 開発前の流量 5. 30年確率降雨による 開発後の流量等	1. 放流される施設の水路、河川、 池等の状況調査資料を添付す る。 2. 河川管理者との協議が必要な場 合は、協議を了したことを証明 する資料を添付する。
31	防災施設 設計図等		1. 防災施設（擁壁、ダ ム、沈砂池、洪水調 整池、余水吐等）の 構造図（正面、断面、 平面図等） 2. 規格寸法、勾配、名 称 3. 構造物設置箇所に係 る区域の範囲 4. 湛水及び堆砂に係る 区域の範囲	1. 各構造物の配置されている平面 位置は、土地利用計画図と照合 できるようにするとともに色別 で表示する。 2. 構造決定や安定計算等の設計根 拠資料も添付する。なお、検討 に際しての基本的な考え方、前 提条件、採用した数値等を明記 する。
32	植栽等平面 図		1. 残置し又は造成する 森林の区域 2. 緑地の区域	1. 植栽する樹種、樹高、本数を明 示する。 2. 法面保護の方法を明示する。
33	建築物等概 略図		外観上の形状、規 格、寸法等の概要	1. 周囲環境及び景観上の問題点を 確認する判断資料として用い る。 2. 住宅用地等の場合は、その代表 的なものについて作成する。 3. 建築位置については、利用計画 図で照合できるようにする。
34	その他 必要な図面			必要に応じて添付する。

注1 上記添付図書について、許可申請書、変更許可申請書及び変更届の提出部数に合わせ必要部数を添付すること。

注2 上記添付図面の縮尺については適宜分かりやすい縮尺とし、事業区域が広域で明示する事項が分かりにくい場合は全体図、拡大図に別けて作成すること。

別記

残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合及び配置等

開 発 目 的	森 林 率 等	森 林 の 配 置 等
工場又は事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>・ 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ul>
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上。 (緑地を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</li> <li>・ 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</li> </ul>
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>・ 1区画の面積は、おおむね1,000㎡以上とする。</li> <li>・ 建物敷、その他付帯施設の面積は、1区画おおむね30%以下とする。</li> </ul>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%以上（残置森林率はおおむね40%以上）とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域内の外縁部及び各ホール間には、残地森林又は造成森林をおおむね30m以上（残置森林おおむね20m以上）の幅をもって適切に配置する。（切土量、盛土量はそれぞれ、18ホールあたりおおむね200万m<sup>3</sup>以下とする。）</li> </ul>

<p>宿泊施設、レジャー施設等の設置</p>	<p>森林率はおおむね50%以上（残置森林率はおおむね40%以上）とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>・ 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は、極力分散させるものとする。</li> <li>・ レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ul>
<p>土石等の採掘</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>・ 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。 また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</li> </ul>
<p>太陽光発電設備の設置</p>	<p>森林率はおおむね25%（残置森林率はおおむね15%）以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合には原則として周辺部におおむね幅30m以上の残置森林又は造成森林（おおむね30m以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</li> <li>・ 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ul>

注

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置する土地をいう。
- 4 「ゴルフ場」には、地方税法（昭和25年法律第226号）等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても利用形態等からゴルフ場と認められる場合を含むものとし、ゴルフ練習場にあつてはゴルフ場と一体のものを除き、「宿泊施設、レジャー施設」の基準を適用する。
- 5 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供

する施設及びその付帯施設をいい、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者が複数となる建築物等を含む。

- 6 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。
- 7 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設をいう。なお、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は「工場、事業場」の基準を適用する。
- 8 森林地域以外にあっても従来の自然環境の保全、又は緑地の造成をするものとする。
- 9 造成地内に現存する溜池等防災機能を有する施設は極力これを保存しなければならない。
- 10 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次のものを含める。
  - (1) 公園・緑地・広場
  - (2) 隣棟間緑地、共有庭
  - (3) 緑地帯・緑道
  - (4) 法面緑地
  - (5) その他上記に類するもの
- 11 「太陽光発電設備の設置」については、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とする。

要綱様式第1号（第3条関係）

林地開発許可標識板

林地開発許可標識	
許可年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令農第 号
開発行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開発行為の目的	
事業主 住所 氏名	TEL
工事施工者 住所 氏名	TEL
現場管理者 住所 氏名	TEL
開発行為区域の略図 (注) 現在位置・周辺の道路等を含めた略図とする。	

注 上記の様式の標識板（縦60cm×横90cm以上の大きさ）を開発対象区域内の見やすいところに設置すること。

要綱様式第2号（第5条関係）

林地開発変更届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者  
住 所  
氏 名（法人にあっては、名称及び  
代表者氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令農第 号
変更後の開発行為に係る森林の所在場所	変更 当初（前回変更）
変更後の開発行為に係る森林の土地の面積	変更 ha 当初（前回変更） ha
開発行為の目的	
変更の内容	
変更の理由	
完了予定年月日	変更 年 月 日 当初（前回変更） 年 月 日
備考	

- 注 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。  
 2 当該変更に係る計画書及び図面並びにその他の必要な書類を添付すること。  
 3 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可やその他の処分を必要とする場合に、その手続の状況を記載すること。



要綱様式第3号（第7条関係）

林地開発行為連絡調整申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者  
住 所  
氏 名

次のとおり開発行為をしたいので、沖縄県林地開発行為実施要綱第7条にもとづき、申し出ます。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
備 考	

- 注 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。  
2 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

事項		計画内容						
(1) 申請者	住所							
	氏名(名称)							
(2) 開発行為に係る森林の所在場所								
(3) 開発行為の目的								
(4) 開発行為に係る事業又は施設の名称								
(5) 面積	種類	面積						
	①事業区域面積	当初	ha	変更後	ha			
	②開発行為をしようとする森林面積	当初	ha	変更後	ha			
	③開発行為に係る森林面積	当初	ha	変更後	ha			
(6) 開発区域周辺の現況								
(7) 土地利用計画	面積等 用途区分	森林区域内		森林区域外		事業区域		
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	
	単位：面積 (ha) 比率 (%)  ※別紙1「森林区域内の土地利用計画一覧表」及び別紙2「森林区域外の土地利用計画一覧表」についても作成し、添付する。	残置森林						
		造成森林						
		造成緑地						
		〇〇〇〇						
		〇〇〇〇						
		…						
		その他						
		計						
(8) 残置森林率及び造成森林率	残置森林率	$\frac{\text{残置森林面積 ( ha)}}{\text{開発行為をしようとする森林面積 ( ha)}} \times 100$ = %						
	森林率	$\frac{\text{残置森林面積 ( ha)} + \text{森林区域 (内+外) 造成森林面積 ( ha)} + \text{造成緑地面積 ( ha)}}{\text{開発行為をしようとする森林面積 ( ha)}} \times 100$ = % 注) 住宅団地の造成の場合のみ、造成緑地面積を加える。						
(9) 開発行為期間	着手予定	許可の日から	完了予定	着手日から	ヶ月後 (	年 月 日予定)		
(10) 土工関係	①土量等	切土量	m <sup>3</sup> 、最大切土高	m、切土法面勾配	:			
	盛土量	m <sup>3</sup> 、最大盛土高	m、盛土法面勾配	:				
	残土量	m <sup>3</sup>						
	②捨土(採土)場所							

注 変更許可申請または変更届の場合、「(7) 土地利用計画」の面積及び比率は2段書きとし、上段が変更後(変更箇所は朱書き)、下段が変更前の数値を記入する。

事 項	計 画 内 容
(11) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画	①全体計画の概要  ②期別計画の概要
(12) 災害防止対策	①災害防止対策工種、規模・数量、貯砂能力等  ②開発行為完了後の維持管理方法
(13) 残置森林及び造成森林等の計画及び維持管理方法	計画、植栽樹種、本数及び維持管理方法等
(14) 一時利用後の現状回復方法	工法、植栽樹種、本数等
(15) 当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給状況	依存する施設数、規模 (ha)、その他関係者等へ影響の有無等
(16) 周辺地域への影響及び住民生活への配慮	工事中の対策、作業時間、説明会の実施等
(17) 森林区域内及び森林区域外の土地の取得状況	森林区域内の土地の取得状況 取得 筆 ( )、借地 筆 ( )、その他 ( ) ( ) 森林区域外の土地の取得状況 取得 筆 ( )、借地 筆 ( )、その他 ( ) ( )
(18) 開発に係る河川協議の状況及び公共施設管理者等の同意状況	
(19) 利害関係者との同意状況	
(20) その他特に配慮した事項	

別表様式第2号（第2条関係）

## 森林区域内の土地利用計画一覧表

（単位：ha）

市町村	所在場所		面積 (登記簿)	開発面積				開発後の用途										登記済の権利		同意の 状況
	字	地番		しよとす る 森林	係る森林	残置森林等	残置森林	造成森林	造成緑地	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	住所	氏名	権利の種類	
				A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				

注 1 残置森林率は、①/Aであるが若齢林は除く。なお、15年生以下の若齢林は①に含まれないので、この場合には別欄を設けること。  
 2 森林率は、①(若齢林を含む) + ②/Aであるが、森林区域外(別紙2)において造成森林の計画がある場合には、森林率に含める。  
 3 緑地率は、住宅団地の造成のみに適用する。



別表様式第4号（第2条関係）

一時利用計画概要書

1. 利用場所	2. 利用目的
3. 利用面積（開発行為に係る）	
4. 利用期間	
5. 利用計画の概要 ①開発行為の内容  ②利用方法	
6. 利用後の原状回復方法	

- 注
- 1 利用面積欄には、利用の全体面積と森林に係る部分の面積を併記して下さい。
  - 2 利用期間欄には、利用する予定期間と利用後の原状回復する等の予定期間を併記して下さい。
  - 3 利用計画欄は、「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて、土取り、捨て土、施設等について具体的な計画内容の概要を記載して下さい。
  - 4 利用後の原状回復方法欄には、施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等について具体的な方法の概要を記載して下さい。
  - 5 必要に応じ、利用計画及び回復計画の図面（平面、断面、構造図等）を添付していただくことがあります。

別表様式第5号 (第2条関係)

資 金 計 画 書

年 月 日

下記のとおり相違ありません。

申請者

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

法人の概要	法令による登録等			
	今回事業申請事業経費	収入の部	区 分	合 計
自己資金			千円	
融 資				
計				
区 分				
支出の部		用地費	千円	
		工事費		
		計		

- 注 1 「法令による登録等」欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業者登録、鉱業法による登録、採石法による登録、砂利採取法による登録等の適用種類とその免許、登録の年月日、番号を記載すること。
- 2 添付書類の「自己資金の証明書（金融機関の残高証明書等）」、「融資証明書」、「融資相談証明書（融資相談中の場合）」、「返済計画書」は、資金計画書の直後に綴じること。
- 3 直近3期分の決算状況報告書を添付すること。

別表様式第6号 (第2条関係)

関係他法令手続き状況一覧表

(1/3)

法令等の名称	申請書類名	提出先	提出日	受付日	許可日	備考
国土利用計画法						
自然公園法 沖縄県立自然公園条例						
自然環境保全法 沖縄県自然環境保全条例						
鳥獣保護法						
農業振興地域の整備に関する法律						
農地法						
都市計画法						
河川法						
砂防法						
地すべり等防止法						
沖縄県景観形成条例						



法令等の名称	申請書類名	提出先	提出日	受付日	許可日	備考
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律						
国有財産法 建設省所管国有財産取扱規則						
文化財保護法 沖縄県文化財保護条例						
鉱業法						
採石法						
砂利採取法						
土壌汚染対策法						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
沖縄県赤土等流出防止条例						
沖縄県県土保全条例						
墓地、埋葬等に関する法律						
宅地造成及び特定盛土等規制法						

法令等の名称	申請書類名	提出先	提出日	受付日	許可日	備考
浄化槽法						
沖縄県環境影響評価条例						
水質汚濁防止法						
大気汚染防止法						
ダイオキシン類対策特別措置法						
騒音規制法						
振動規制法						
悪臭防止法						
工場立地法						
道路法						
海岸法						
建築基準法						
その他の関係法令等						

別表様式第7号（第2条関係）

残置森林等の管理に関する協定書

森林法に基づく開発行為により残置又は造成する森林（緑地）の維持管理について、下記のとおり協定します。

協定年月日 年 月 日

申請者 住所  
(甲) 氏名 印

市町村長 住所  
(乙) 氏名 印

記

事業区域の所在場所及び事業名称	
共通的事項	
森 林	
緑 地	

注 残置又は造林する森林（緑地）の永続的な維持管理について必要な事項を協定して下さい。

- 1 管理責任体制の確保を記するための必要な事項について明らかにする。
- 2 当該森林（緑地）についての権利及びその譲渡、継承等にあたって維持管理に支障が生じないよう、必要な事項について明らかにする。
- 3 森林（緑地）機能の維持増進を図るための必要な事項について明らかにする。
- 4 立木の伐採及び植栽、保育等の施業について必要な取扱事業について明らかにする。
- 5 その他維持管理について必要な事項とする。

別表様式第 8 号 (第 2 条関係)

公共施設管理者の同意書

年 月 日

殿

公共施設管理者

住 所

氏 名

印

貴殿が森林法に基づく開発行為を行うことについて、事業区域予定地内に存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公共施設名	所 在	設 置 条 件 等

別表様式第9号（第2条関係）

公共施設管理予定者との協議書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者  
住 所  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏  
名）

森林法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等については、当該公共施設管理予定者と下記のとおり協議しました。

記

1. 協議一覧表

協 議 事 項	概 要			公共施設管理予定者 (協議の相手方)
	幅員、寸法	延 長	面 積	
道 路 施 設				
河川、水路施設				
水 道 施 設				
農業用排水施設				
た め 池				
そ の 他				

2. 公共施設管理予定者との協議経過

公共施設の名称		
協議事項	協議内容	協議結果
設 計		
維 持 管 理		
土 地 の 帰 属		
費 用 の 負 担		
そ の 他		
協議年月日 年 月 日		
開発行為申請者	住 所 氏 名	印
公共施設管理予定者	住 所 氏 名	印

別表様式第 10 号 (第 2 条関係)

環境保全に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施工地区並びにその周辺地区の環境を保全するための措置について、下記のとおり協定する。

協定年月日 年 月 日

開発行為者 住 所  
(甲) 氏 名 印

市町村長 住 所  
(乙) 氏 名 印

記

事業区域の所在場所	
開発行為の目的、名称	
協 定 事 項	協 定 内 容

別表様式第 11 号 (第 2 条関係)

利害関係者同意書

開発行為者  
住 所  
氏 名 (法人にあつては、名称及び  
代表者氏名)

事業区域の所在場所  
開発行為の目的

貴殿が施行する上記に係る開発行為については、異議なく同意します。

利害関係の内容	同 意 年 月 日	利害関係者の住所及び氏名	印

注 利害関係の内容は、〇〇区、水利権、魚業権等と記載すること。



別表様式第 12 号 (第 2 条関係)

土地所有者等関係権利者の同意書

開発行為者

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び  
代表者氏名)

開発行為の目的

上記に係る開発行為の施行について次の土地を使用されることについては、異議なく同意します。

開発行為に係る土地の 所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所、氏名	印

- 注 1 開発行為に係る土地の所在場所は地番まで記入すること。  
2 権利の種類は、所有権、地上権、抵当権、賃貸借権等の種別を記入すること。  
3 土地登記簿謄本 (全部事項証明書)、印鑑証明書 (申請日から 3 ヶ月以内のもの)、その他土地等について正当な権限を有することを証する書類を添付すること。  
4 売買契約書又は賃貸契約書を締結している場合はその写し (その場合、同意書は不要) を添付すること。



洪水調整池検討一覽表

ネック地点の検討

流域番号	A) 排水先河川等の 流下能力 (m <sup>3</sup> /s)	B) 30年確率降雨による 開発前の流量 (m <sup>3</sup> /s)	C) 30年確率降雨による 開発後の流量 (m <sup>3</sup> /s)	D) $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	備考

1、 A < B で、かつ、 D が 1 % 以上の場合は、 B の流量以下にまで調整できる洪水調整池の設置が必要である。(森林法第10条の2第2項第1号の2)

2、 上記の洪水調整池の設置が不要であっても、 A < C の場合は、 B の流量以下にまで調整できる洪水調整池の設置が必要である。  
(森林法第10条の2第2項第1号)

検討の結果、洪水調整池の設置は [ 必要 不要 ] である。

注  
 1 放流される施設の水路、河川、池等の状況調査資料及び流量計算の基礎資料等を添付すること。  
 2 河川管理者との協議が必要な場合は、協議を了したことを証明する資料等を添付すること。